

★.....★

いばらき消費生活 メールマガジン

★.....★

2022年7月21日 186号

■□■□■□■□■□■□■□■□■

1. はい！相談室です

若者に借金をするように指示する手口に注意

2. 夏休み親子生活教室の参加者を募集しています！【7月25日締切りです】

3. 「無謀なDIY」が招く危険 ～エアコンと除湿機の事故～

■□■□■□■□■□■□■□■□■

1. はい！相談室です

若者から「副業のため高額なFX自動売買システムを購入するよう知人から勧められた」という相談が寄せられています。「高額なので支払えない」と言うと近くの貸金業者を紹介され、借りる時に「車の購入のために必要」と言うよう指示されて数社からお金を借り、システムの購入代金を支払ったという内容です。このように、近年、若者に借金をさせて強引に契約を結ばせる手口が増えていきます。

2022年4月1日から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。未成年者は契約するにあたり親権者等の同意を得なければならず、同意を得ずになされた契約は取り消すことができます。他方、大人になると一人で契約できる半面、原則として一方的にやめることはできません。

○トラブル防止のポイント

- 1 借金までして契約すべきものなのか、よく考えましょう。
- 2 嘘をついて借金をするのはやめましょう。
- 3 断る時は、きっぱりと断りましょう。

困った時は、一人で抱え込まずに早めに最寄りの消費生活センター「188」に相談しましょう。

<参考資料>

○国民生活センター 報道資料

国民生活センター『『お金がない』では断れない！きっぱり断りましょうー断っても借金させてまで強引に契約を迫る手口にご注意！ー』（2019年8月29日公表）

http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20190829_1.html

.....

「困ったな」「おかしいな？」と思ったら、すぐに消費生活センターなどに相談しましょう。商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問い合わせなど専門の相談員が受付け、公正な立場で処理に当たります。

◇ご相談はこちらへ

消費者ホットライン：188（全国共通・局番なし3桁）番で、お近くの消費生活相談窓口、又は国民生活センターへつながります。

日曜日もご相談できます。（年末年始除く）

.....

2. 夏休み親子生活教室の参加者を募集しています！【7月25日締切りです】

くらしを科学的に見る目を養うとともに消費生活への関心を高めることを目的に、夏休み親子生活教室を下記のとおり開催します。申込期限は間近ですので、ご興味のある方はぜひお申し込みください！

対象：県内在住・在学の小学生（1～6年生）と保護者のペア

日時：令和4年8月5日（金） 午前10時から午後12時まで

場所：茨城県水戸市柵町1丁目3番1号 茨城県水戸合同庁舎

詳しくはこちらをご覧ください ↓↓↓

○いばらき消費生活なび

夏休み親子生活教室の参加者を募集します

<https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/syose/navi/project/lesson.html>

.....

3. 「無謀なDIY」が招く危険 ～エアコンと除湿機の事故～

暑さが本格的になる7月は、エアコンの事故が増加します。例年、エアコンは家庭用電気製品で最も事故件数が多い製品です。

近年、コロナ禍の影響もあり、DIYの人气が上昇しています。しかし、エアコンの手入れ

や工事には専門の知識や資格を要するものがあり、一般の消費者が「無謀なD I Y」による作業を行うと、破裂や発火などの事故が起こるおそれがあります。

また、衣類乾燥でも活躍する除湿機の事故も増えています。なかには、不適切な修理・加工を行ったことによる事故も発生しています。取扱いにはくれぐれも注意しましょう。

詳しくはこちらをご覧ください ↓↓↓

○N I T E 独立行政法人 製品評価技術基盤機構

「無謀なD I Y」が招く危険 ～エアコンと除湿機の事故～

<https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/press/2022fy/prs22063001.html>

.....

※当メールマガジンの配信を停止したい場合は、ホームページ「いばらき消費生活なび」より配信停止の手続きを行ってください。

<https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/syose/navi/project/mail-magazine.html>

このメールに心当たりのない場合やご不明な点がある場合は、お手数ですが [mail:syose@pref.ibaraki.lg.jp](mailto:syose@pref.ibaraki.lg.jp) までご連絡ください。

■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■

【お問合せ先】

発行・編集 茨城県消費生活センター

〒310-0802 茨城県水戸市柵町1丁目3番1号

TEL : 029-224-4722

FAX : 029-226-9156

■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■